

かながわつながりネットワーク
(神奈川県孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム) 設置要綱

(目的)

第1条 産学官民など、多様な地域の担い手が相互につながり、孤独・孤立対策に関して水平的な関係での連携・協働を促進するとともに、地域におけるつながりづくりの先進的事例やノウハウなどの情報を収集・蓄積・共有することにより、市町村における孤独・孤立対策を支援し、本県における孤独・孤立対策の取組の推進につなげることを目的として、かながわつながりネットワーク（神奈川県孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム）（以下「ネットワーク」という。）を設置する。

(活動内容)

第2条 前条の目的を達成するため、ネットワークは次の各号に掲げる活動を行う。

(1) 孤独・孤立対策を分野横断的に推進するための複合的・広域的な連携強化に関する活動

(2) 孤独・孤立対策に関する先進的な取組みや地域の緩やかなつながりづくりの事例等の情報の収集及び共有に関する活動

(3) 孤独・孤立対策に関する普及啓発や機運醸成に関する活動

(4) その他ネットワークの目的を達成するために必要な活動

(構成員)

第3条 ネットワークの構成員は、本ネットワークの目的に賛同し、本要綱を遵守する企業、団体等の会員をもって構成する。

2 ネットワークには、前項の構成員のほかオブザーバーを置くことができる。オブザーバーは、必要に応じて会議への出席や意見を提出することができる。

(会議結果の公表)

第4条 ネットワークの会議結果概要は、原則、県のホームページで公表するものとする。

(事務局)

第5条 ネットワークの事務局を神奈川県福祉子どもみらい局福祉部生活援護課に置く。

(その他)

第6条 本要綱に定めがあるもののほか、ネットワークの活動等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

本要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

本要綱は、令和8年4月1日から施行する。